

平成 26 年

## 大東四條畷消防組合議会第 2 回臨時会会議録

平成 26 年 7 月 4 日 開会

平成 26 年 7 月 4 日 閉会

大東四條畷消防組合議会

平成26年 大東四條畷消防組合議会第2回臨時会会議録

目 次

第1日（平成26年7月4日）（金）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	1
○開会	2
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 議案第37号上程	3
理事者説明	3
質疑	3
採決	4
○日程第4 議案第38号上程	5
理事者説明	5
質疑	5
採決	7
○日程第5 議案第39号上程	7
理事者説明	7
質疑	8
採決	8
○日程第6 議案第40号上程	8
理事者説明	8
質疑	9
採決	12
○閉会	12

平成26年 大東四條畷消防組合議会第2回臨時会（第1日）

平成26年7月4日（金）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期決定について  
日程第 3 議 案 第37号 平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第一次）  
について  
日程第 4 議 案 第38号 財産の取得について  
日程第 5 議 案 第39号 財産の取得について  
日程第 6 議 案 第40号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議員定数9名

出席議員9名

大東 真司 品川 大介 豊芦 勝子 石垣 直紀 佐藤 誠  
森本 勉 小原 達朗 平野 美治 岩 淵 弘

欠席議員0名

○説明者

管 理 者 東坂 浩一 副管理者 土井 一憲 消 防 長 林 顯  
理事兼四條畷消防署長 石田 進 消防次長 奥村 義実 大東消防署長 中村 貞夫  
次長兼総務課長 牧野 功 次長兼予防課長 北村 修 次長兼警防課長 生駒 栄似  
会計管理者 山 鬼 太  
大東市理事兼危機管理監 中田 のぶ子 大東市危機管理室長 中村 康成  
四條畷市都市整備部長 吐田 昭治郎 四條畷市危機管理課長 今井 克己

○職務のために出席した者

総務課参事 瀧田 昭彦 総務課参事 西岡 栄治 警防課課長補佐 河野 哲輝

○事務局

総務課上席主査 堤 悟 士 総務課上席主査 古川 智広

○本会議の会議事件

- ・平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第一次）について
- ・財産の取得について
- ・財産の取得について
- ・大東四條畷消防組合火災予防条例の制定について

---

【開会午後 1 時 5 0 分】

(岩淵議長)

ご起立ください。

礼

それでは、引き続き国歌斉唱を行いますので、国旗に向かってご注目をお願い致します。

(国家斉唱)

礼

ご着席ください。

(岩淵議長)

これより平成 26 年大東四條畷消防組合議会第 2 回臨時会を開会致します。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第 2 回臨時会を招集されましたところ、時節柄何かと御多忙中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられ、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

(岩淵議長)

次に、管理者からご挨拶を受けることと致します。 東坂管理者。

(東坂管理者)

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

梅雨後半に入り、本格的な夏の到来を感じさせる時期ではございますが、議員各位におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のことと存じ上げます。

本日、ここに、平成 26 年大東四條畷消防組合第 2 回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日もご提案申し上げます議案は、平成 26 年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算 1 件、財産取得に係ります契約の承認 2 件、条例の一部改正 1 件でございます。なにとぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

この際申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配付しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

(岩淵議長)

本日は、全員の出席をいただいておりますので、 議会は成立いたしております。

これより議事に入ります。

## 【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(岩淵議長)

日程第1 本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号 2番 品川議員、6番 森本議員を指名を致します。

## 【日程第2 会期決定について】

(岩淵議長)

次に、日程第2 会期の決定の件を議題と致します。

お諮り致します。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日にすることと決定いたしました。

## 【日程第3 平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第1次)について】

(岩淵議長)

次に、日程第3 議案第37号 平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第1次)の件を議題と致します。

理事者に説明を求めます。 牧野次長。

(牧野次長)

議案第37号 平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第1次)について提案理由をご説明申し上げます。

平成26年度大東四條畷消防組合議会第2回臨時会、議案書の1ページをご覧ください。第1条でございます。本補正予算は、履行期限の関係等で入札不調となりました物品の購入について、納期を翌年度に延長するため予算を繰り越すものでございます。

次の2ページ第1表をご覧ください。繰り越します事業名と金額は、消防力等整備事業の35,600千円でございます。具体的な内容は、高所作業用消防自動車購入費一式でございます。

以上が、平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第1次)の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番 豊芦議員

(3番 豊芦議員)

大東市も四條畷市も狭隘地域が多く、その中で導入は期待がなされていると思いますが、この納期を翌年度に延長というのはいつ頃になるのですか。

(岩淵議長)

牧野次長

(牧野次長)

本議会で延長を承認していただきましたら、予算につきましては来年度に繰り越すこととなりますが、出来るだけ早い時期、車体等の状況から申し上げまして最も早く7月頃ですが、状況によりまして時期は多少前後致しますが、出来るだけ早い時期に導入をしたいと考えております。以上です。

(岩淵議長)

3番 豊芦議員

(3番 豊芦議員)

広域化でプラス面がここ数ヶ月でもあると聞き及んでいますが、この車体が早く導入されて、もっといろいろなかたちで効果があがっていったらと思いますが、今の時点で何か効果というものはあるのでしょうか。

(岩淵議長)

牧野次長

(牧野次長)

消防組合、消防本部が発足してこの4月1日からでございますが、わかりやすい例で申し上げますと、救急車の輻輳の件が挙げられます。重なり合う問題でございます。大東署・四條畷署それぞれ救急車を1号配備で3台、2台を持っておりませんが、それぞれ予備車を持っております。その予備車が昨年1年で両市合わせまして120件以上出動がございましたが、その現状といたしまして4月1日から1次配備5台と残り予備車がございますが、その予備車が出場しましたが、3ヶ月におきまして実数2件でございます。ですから、月平均10件以上ございましたのが、3ヶ月経ちまして2件というところでございます。以上です。

(岩淵議長)

3番 豊芦議員

(3番 豊芦議員)

この数ヶ月の間に効果がいろいろ出ているという報告かと思いますが、ぜひこの高所作業車の購入で隅々まで行き渡る安全率の向上をがんばっていただきたいと思っております。以上です。

(岩淵議長)

ほかにございませんか。

質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

#### 【日程第4 財産の取得について】

(岩淵議長)

次に、日程第4 議案第38号 財産の取得の件を議題と致します。

理事者に説明を求めます。 牧野次長。

(牧野次長)

議案第38号、財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本件は、消防救急デジタル無線設備の購入予定価格が2,000万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げるものでございます。

契約の方法としまして、12社による指名競争入札を実施いたしました結果、協和テクノロジー株式会社が3億4千5百60万円で落札したものでございます。

購入物品、企業の経営規模、入札結果等の概要につきましては、お手元に別途配付しております議案説明資料2ページから6ページのとおりでございます。

納入期限は平成27年3月31日となっております。

物品購入契約は、現在仮契約中ございまして、本議会の議決を賜りました後、本契約を締結し購入の予定でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番 品川議員

(2番 品川議員)

よろしくお願ひ致します。この議案説明資料に沿って質問させていただきます。3ページですが、落札業者のみの入札金額しか記入されていませんけれども、他は事前辞退及び当日辞退となっておりますが、落札不調にならない理由を教えてください。

(岩淵議長)

牧野次長

(牧野次長)

今、入札結果一覧表3ページをご覧いただいていると思いますが、12社ございまして、落札された会社以外は、事前辞退及び当日辞退をされております。この物品の購入・入札につきましては、実際には3社こられまして、1社が数字を入れておられますが、この事態によって入札が不調になると

いうことはございません。

(岩淵議長)

2番 品川議員

(2番 品川議員)

それでは、逆に申し上げますと、12社申し込みがあって、なぜ1社しか入札をしなかったのか、推測されますか。

(岩淵議長)

牧野次長

(牧野次長)

推測というお問い合わせをいただきましたが、消防救急デジタル無線につきましては、平成25年にこの建物の2階に導入している通信指令台とともに一体となって動くものでございます。当然ながら、25年度にメーカー・機種が決まっておりますので、メーカー・機種の面で限定されたものとなっております。それ故に、当然そのメーカーに有利になって、この少ない落札状況になったと類推しております。

(岩淵議長)

2番 品川議員

(2番 品川議員)

今、事前の設備があって、それにまつわるものだといわれておりましたけれども、そのメーカーというのはどこでしょうか。また、どのくらいのメーカーさん、ようはそのメーカー以外の業者が同じような条件でしようと考えるとどのくらいの差が出るのでしょうか。

(岩淵議長)

奥村次長

(奥村次長)

ただいまのご質問でございますけれども、メーカーは NEC でございます。他メーカーが指令台に接続する場合には、インターフェースを合わせる必要がございますので、そのインターフェースの見積もりを取りましたところ、8千万円という見積書が提出されました。

(岩淵議長)

2番 品川議員

(2番 品川議員)

やはり落札金額3億4千5百万円ですが、その中で8千万円というとかなり大きなウエイトを占めるということになる。これは、すごくギャップがあって、予定価格を大幅に上回る結果にならざるを得ないので、事前辞退になったということが推測されるのですが、このような状況は事前にわかっていたのではないのでしょうか。

(岩淵議長)

牧野次長

(牧野次長)

先ほどご説明いたしましたように、25年度に通信指令台が導入されておりますので、メーカーといたしましても、同じメーカーは有利であり、他社メーカーは不利であるということは事前にわかっ

ておりました。

(岩淵議長)

2番 品川議員

(2番 品川議員)

最後に致しますが、一応一般入札になりますので、かなりの条件それも約8千万円というハードルを条件として付けられて、結局は随意契約に近い、一応形式上は競争入札になっていますが、随意契約に近い形になっておるのがすごく残念です。やはり、競争性と価格を下げるようにして次の入札がある際には、その辺も考慮していただいて、より競争性を高めていただく努力をお願いしたいと思います。

(岩淵議長)

ほかにございませんか。

質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

## 【日程第5 財産の取得について】

(岩淵議長)

次に、日程第5 議案第39号 財産の取得の件を議題と致します。

理事者に説明を求めます。 牧野次長。

(牧野次長)

続きまして、議案第39号、財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本件は、CD-1型消防ポンプ自動車の購入予定価格が2,000万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げます。

契約の方法としまして、12社による指名競争入札を実施いたしました結果、株式会社モリタ大阪支店が4千百とび4万円で落札したものでございます。

購入物品、企業の経営規模、入札結果等の概要につきましては、お手元に別途配付しております議案説明資料7ページから11ページのとおりでございます。

納入期限は平成26年12月25日となっております。

物品購入契約は、現在仮契約中のございまして、本議会の議決を賜りました後、本契約を締結し購

入の予定でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

## 【日程第6 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第6 議案第40号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定の件を議題と致します。

理事者に説明を求めます。 北村次長。

(北村次長)

議案第40号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書5ページをお開き願います。

本案は、平成25年8月に京都府福知山市で発生しました花火大会での火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)が、平成25年12月27日に公布されたことに伴い、大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

内容の説明をさせていただきます。

お手元に別途配付しております議案説明資料の12ページ、13ページの新旧対照表をご覧ください。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数のものが集まる催しに際して液体燃料を使用する対象火気器具については、第18条第1項に第9号の2を新設、その他、固体燃料は、第19条第2項、電気を熱源とする器具には、第21条第2項、その他の火気器具等については、第22条にそれぞれ同号を準用し、消火器の設置を義務づけるものでございます。併せて、第45条に第6号を新設し、露店等を開設する場合、消防機関への届出を義務付けるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年8月1日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番 佐藤議員

(5番 佐藤議員)

昨年の発生した火災は本当に記憶に新しいところでございます。本年も夏祭り等の開催される時期がまさに近づいてきており、8月1日から条例を施行するということですが、それまでにこの条例を各種団体または個人に対する周知の方法はどのように考えておられるのかお聞かせください。

(岩淵議長)

北村次長

(北村次長)

お答えさせていただきます。7月に構成市、大東市、四條畷市の2市における区長会で、まず区長のみなさま方に報告させていただきます。次に消防機関でいろいろな講習の機会がございますので、講習を通して市民のみなさまにアピールさせていただきますし、消防のホームページ等で周知徹底していきたいと考えております。以上でございます。

(岩淵議長)

5番 佐藤議員

(5番 佐藤議員)

昨年のような痛ましい事故が起こらないように、大東四條畷の広域の消防で市民の方々の安全を守っていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

(岩淵議長)

ほかにございませんか。

6番 森本議員

(6番 森本議員)

よろしくお願い致します。これだけ読むとわからないのですが、自治会の役員を行っておりますので、夏祭りがございますので、お尋ねしたいのですが、まず火気を使用する場合は届出制になるのですか。お教えてください。

(岩淵議長)

北村次長

(北村次長)

多数の人が集まる催しについては、消防機関に届出をしてください。届出も火気を使用する屋台については、例えば固体燃料を使用する場合や電気を熱源とする器具、或いは液体を熱源とする器具、例えばこの管内で事故が発生した場合には、ガソリンとか特にプロパンガスといった火気を使用する場合には消防機関に届出してください。しかし、例外もございます。例えば、集合する団体の範囲がお互い双方を理解しあう顔見知りの団体、顔見知り近親者でバーベキューをする場合であるとか、或いは幼稚園のご父兄の間で、顔見知りの間で、餅つき大会をするとか、そういう場合には例外として、届出も消火器の設置も義務付けておりません。以上でございます。

(岩淵議長)

6番 森本議員

(6番 森本議員)

自治会の話になり申し訳ないですが、警察には開催の届出を出しておりますが、これからは同じような届出があって消防に図面等を届け出るのか。

(岩淵議長)

北村次長

(北村次長)

もちろん図面と火気を使用する屋台を設置開設する場合には、図面と消火器の設置の場所とかその方向いろいろな図面を添付していただいて消防機関に届出ていただく方向性であります。

(岩淵議長)

6番 森本議員

(6番 森本議員)

もう少し細かい話で申し訳ないですが、例えばこちらでおでんを炊いていて、こっちの方で何かやっている場合、1箇所ずつに置く必要があるのか。

(岩淵議長)

北村次長

(北村次長)

お互いひとつ一つのテントの中に、ブースの中で隣よってですね、火気を使用する屋台を開設する場合、例えば熱源の容量とか、まわりの燃焼器具とかですね、可燃物とかある場合、いろいろな状況が考えられますので、一概には1個で結構ですとか、ひとつの屋台に一つずつ設置してくださいとか、ちょっとそこらはお答えのしようがございませんが、その図面等をみて、お話させていただきながら、協議していきたいと思っております。以上です。

(岩淵議長)

6番 森本議員

(6番 森本議員)

そしたら、届出にきたときに、そちらから指導していただけると。そういうことでよろしいですか。

(岩淵議長)

北村次長

(北村次長)

そのとおりでございます。

(岩淵議長)

6番 森本議員

(6番 森本議員)

最後になりますけれども、電気を使う場合、電気用の消火器は違うのですか。

(岩淵議長)

北村次長

(北村次長)

一応、この改正の原因になりましたのが、昨年8月15日、私は大東市の職員としてそれ以後、或いは大東市の市民祭りとか秋祭りとかもちろん野崎参りとか現地に赴きまして指導させていただきました。だいたい、いまおっしゃってますようにいろいろな露店を見てきましたけれども、ABCこの会場にもございますABC粉末消火器、だいたい10型ですけども、薬剤量がだいたい3kg入っております、高さが45cmから50cmくらいございますけれども、これはわれわれの言います万能タイプ、普通火災であるとか、油火災であるとか、電気火災全ての燃焼器具に対して万能型の消火器でございますので、この消火器を1本設置しておれば、それ以上の指導をすることはございません。以上でございます。

(岩淵議長)

よろしいですか。

(6番 森本議員)

はい。

(岩淵議長)

ほかにございませんか。

3番 豊芦議員

(3番 豊芦議員)

ひとつだけ説明していただきたいのですが、消火器の準備ということで、これは消防にストックがあるのか、どこでどうしたらいいのか、教えてください。

(岩淵議長)

北村次長

(北村次長)

われわれやはり対象物といいますが、やはり立ち入り検査にお伺い致しますが、いろいろな指導をする立場でございます。それが、消防のほうから借りて設置するというようなことは、それはやはり条例の趣旨からちょっと逸れると思いますので、やはり初期消火が一番大事でございますので、あのような大きな火災、福地山の花火大会で初期消火用の消火器が1本あれば、初期消火というのはどれほど大事か、やはりそのために消火器を設置していただきたいと思いますので、放火事案や爆発、灯油とかガソリンをばっとまいて、或いは爆発とかこんな事案は別ですけども、やはり大火に至るまでには、小さな火種でございますので、その時点で、やはりその火種を消す、だから取り扱い要領とか常に知っていただく必要がございますので、やはりどっからかレンタルするか借りるかそれは、火災予防条例の趣旨から相反しますので、それはちょっと難しいかなと思います。以上でございます。

(岩淵議長)

3番 豊芦議員

(3番 豊芦議員)

この条例はね、もつともだと思うし、当然ねこういう準備が必要だと思うんです。ただ、例えば大東の場合、末広公園でいろいろなイベントがありますので、そういうときに、消火器を準備するのはどこで準備するのかと。例えば、プロパン使用であればあそこに頼めばいいとか、ちょっとわかっているんやでとかね、なんかそんなんがあるのかなと思ってちょっとそれだけを聞いたんです。

(岩淵議長)

それは、後ほどあとでゆっくりと協議してください。

(3番 豊芦議員)

そうですね。また、教えてください。よろしくお願いします。

(岩淵議長)

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

(岩淵議長)

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることと致します。

(岩淵議長)

東坂管理者

(管理者)

閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

大東四條畷消防組合議会第2回臨時会を招集させていただき、今臨時会に提案いたしました各議案等について、慎重にご審議の上、御議決を賜り、誠に有難うございました。心より厚くお礼申し上げます。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分生かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。また、終わりにになりましたが、いよいよ暑さが厳しくなってきましたが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりましてお礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(岩淵議長)

本臨時会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、本席をお借り致しまして厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、平成26年大東四條畷消防組合議会 第2回臨時会を閉会致します。

どうもご苦勞様でございました。ご起立下さい。 礼。 有難うございました。

【閉会午後2時20分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 岩 渕 弘

2 番 議 員 品 川 大 介

6 番 議 員 森 本 勉